

# 大田区障がい者実態調査業務委託に関する募集要領

平成 31 年 3 月 15 日

大田区

## 1 業務名

大田区障がい者実態調査業務委託

## 2 目的

本業務は、障がい者の生活状況、障害福祉サービス等の利用状況及びサービス事業者の実態等を把握するための調査を行い、次期「おおた障がい施策推進プラン（障害者基本法第11条第3項に基づく「大田区障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「第6期大田区障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「第2期大田区障害児福祉計画」、大田区基本計画の発達支援に関する施策を推進するための区の独自計画である「大田区発達障がい児・者支援計画」）」等の策定のための基礎資料を得るため、大田区に対する調査票作成に係る助言及び支援を委託することを目的とする。

## 3 委託内容

- (1) 調査票・発送用及び返信用封筒の作成
  - (2) 調査票の発送・回収
  - (3) 調査結果の集計及び分析
  - (4) 報告書等の作成
  - (5) 大田区障がい者施策推進会議の運営支援
  - (6) その他関連業務
- 詳細は、別紙の仕様書（案）のとおり。

## 4 履行期限

平成32年3月19日（木）

## 5 履行場所

大田区福祉部障害福祉課

## 6 選定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により、第一次審査（書類選考）及び第二次審査（プレゼンテーション審査）で選定する。
- (2) 第一次審査は提出書類について応募内容の審査を行う。参加資格を満たすと判断された事業者が5事業者以上あった場合、企画提案書等により書類審査を行い、上位4事業者までを次の第二次審査の対象とする。結果通知は、平成31年4月26日（金）に全参加申込事業者宛に書面にて通知する。
- (3) 第二次審査は第一次審査を通過した事業者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。結果通知は、平成31年5月下旬に当該審査を行った全事業者に書面にて通知する。
- (4) 審査結果により総合点の最も高い者を選定する。
- (5) 審査結果は大田区契約担当課に本業務の委託について推薦する事業者を選定するものであり、契約決定は契約担当課において行う。なお、以下8に掲げる応募資格を喪失した場合は契約できないものとする。
- (6) 総合点の最も高いものが応募資格を喪失した場合は、次点の者を推薦する。

## 7 評価内容

以下の評価項目にて、「大田区障がい者実態調査業務委託事業者選定委員会設置要綱」で定める選定委員会が行う。

(1) 第一次審査

	評価項目	審査内容
1	進行管理の体制	責任者、担当役割など組織体制が確立されているか
2	調査の実施に関する工夫	国や都の動向、大田区の現状等を踏まえた提案内容であるか
3	調査項目の考え方	ライフステージに応じた障がい福祉施策のニーズを把握するための調査項目の考え方が示されているか
4	集計作業、分析方法、統計評価の工夫	自由意見を含め、分析方法の工夫が示されているか
5	個人情報保護への配慮	個人情報保護の考え方や監督体制は適切か
6	実態調査業務等の受託実績	障害者計画、障害福祉計画等の策定に伴う実態調査業務の受託実績は豊富か

(2) 第二次審査

	評価項目
1	プレゼンテーション
2	質疑応答
3	全体評価

## 8 応募資格

- (1) 大田区で東京電子自治体共同運営サービスの入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 法人税、消費税、地方消費税及び法人事業税等を滞納していないこと。
- (5) 経営不振の状態（民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、会社更生法に基づき更生手続を行ったとき。）にないこと。
- (6) プロポーザル申込者又はその役員等が以下の項目に該当していないこと。
  - ア 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する場合
  - イ 暴力団員を雇用している場合
  - ウ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる場合
  - エ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

## 9 配布書類

企画提案書等の提出の際には、必ず事前に担当（大田区福祉部障害福祉課 電話 03-5744-1700）と電話で日時を調整すること。

(1) 配布書類

No.	配布書類	様式
1	大田区障がい者実態調査業務委託仕様書（案）	—
2	【別紙1】大田区障がい者施策推進会議設置要綱	—
3	【別紙2】個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項	—

4	参加申込書	様式1
5	企画提案書の提出について	様式2
6	見積書	様式3
7	【見本1・2】 発送用封筒・返信用封筒	—

- (2) 配布期間  
平成31年3月15日(金)から3月27日(水)まで  
※大田区ホームページにて掲載

## 10 参加申込

### (1) 参加申込書類

以下の書類を紙文書で持参すること。

No.	提出書類	様式	部数
1	参加申込書	様式1	1部
2	企業概要書 (会社名、所在地、設立日、資本金、従業員数を含んだものとする)	任意様式	1部

### (2) 提出期限

平成31年3月27日(水)17時までに持参すること。  
受付時間は、平日8時30分～17時とする。  
(ただし、12～13時を除く)

### (3) 提出先

大田区福祉部障害福祉課障害者支援担当(計画・地域生活拠点整備)  
大田区役所本庁舎1階11番窓口(JR蒲田駅徒歩1分)  
〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号  
電話 03(5744)1700

### (4) 注意事項

- ア 参加申込書等を提出する際には、予め、電話で持込日時を予約すること。  
イ 参加申込書等を提出した事業者のうち希望者には、「平成28年度大田区障がい者実態調査報告書(調査票含む)」及び「おおた障がい施策推進プラン(平成30(2018)年度～平成32(2020)年度)」を貸出し可能なため、担当(大田区福祉部障害福祉課)に申し出ること。なお、貸出し期間は、平成31年3月15日(金)から4月12日(金)までとする。  
ウ 提出書類の返却は行わない。

## 11 参加資格結果の通知

参加資格の確認を行い、「8 応募資格」を満たしていない事業者等に対し、審査結果を平成31年4月3日(水)に書面にて通知する。

## 12 企画提案書及び見積書の提出

### (1) 提出書類

以下の書類をすべて紙文書で持参により提出すること。

No.	提出書類	様式	部数
1	企画提案書の提出について	様式2	1部
2	企画提案書	任意様式	11部(正本1部、副本10部)
3	見積書	様式3	11部(同上)

(2) 作成方法

【企画提案書】

次の内容を以下の順番で記載するものとする。

ア 進行管理体制

(ア) 担当者の体制、本業務での役割、担当者の勤務実績及び取得資格等

(イ) 業務フロー

(ウ) 業務スケジュール

(エ) 平成 28 年度から平成 30 年度における他自治体での業務受託状況及び申込状況

イ アンケート調査の実施に関する工夫

(ア) 質問項目改善のための視点

(イ) 回収率向上のための調査項目の表現、レイアウト等の工夫

ウ 調査項目の考え方

(ア) ライフステージに応じた障がい福祉施策のニーズ把握が可能な調査項目の考え方

(イ) 障害福祉サービス等（相談支援、地域生活支援事業及び児童福祉法に基づくサービスを含む。以下同じ。）に対する意向や今後の見込み量を把握するための調査項目の考え方

(ウ) 今後の施策への反映が可能な調査項目の考え方

エ 統計作業において、正確かつ迅速なデータ作成のための方法及び検証方法

オ 調査結果の集計・分析方法の工夫

カ 統計評価（文章部分）の作成に当たっての工夫（読みやすさ、わかりやすさへの配慮等）

キ 個人情報保護に関する配慮（文書、資料の管理・保管方法、作業場所の確保等）

ク 実体調査業務委託等の受託実績

(ア) 障害者計画策定に伴う実態調査業務受託実績

(イ) 障害者計画策定支援業務受託実績

(ウ) 障害福祉計画策定に伴う実態調査業務受託実績

(エ) 障害福祉計画策定支援業務受託実績

(オ) その他業務の受託実績（地域福祉計画や自治体独自の計画策定支援業務等）

ケ その他貴社独自の提案、工夫等

【見積書】

ア 様式 3 により、内訳をできるだけ詳しく作成すること。

イ 見積限度額は、7,136,000 円（合計金額、消費税を含む）とする。

(3) 提出期限

平成 31 年 4 月 12 日（金）17 時までに持参すること。

受付時間は、平日 8 時 30 分～17 時とする。

（ただし、12～13 時を除く）

(4) 提出先

「10 参加申込（3）提出先」と同じ。

(5) 注意事項

ア 企画提案書等を提出する際には、予め、電話で持込日時を予約すること。

イ 提出された企画提案書等の返却は行わない。また、作成に要した費用は応募者負担とする。

ウ 企画提案書及び見積書の提出部数は、**正本 1 部**（社印及び代表者印を押印）、**副本 10 部**（提出する副本は、**法人名称や代表者氏名等の法人を特定できる情報を必ず消去すること。写真等を添付する場合も同様**）の合計 11 部用意すること。

- エ 提出書類には通しページ番号を付けて提出すること。
- オ 提出書類はA4版を基本とすること。
- カ 各様式については、様式の体裁となっていれば、応募者がワード、エクセル等を使っての作成を可とする。

### 13 質問及び回答

企画提案書等の作成に関する質問は、平成31年4月9日（火）17時までに、福祉部障害福祉課宛に電子メールで提出すること。

【メールアドレス】

shoufuku@city.ota.tokyo.jp

#### 注意事項

- ア 質問メールには、参加申込書（様式1）に記載した事業者名、担当者名、電話番号を記載すること。
- イ 必ず電話で電子メールの受信確認をすること。
- ウ 質問事業者名を伏せて全参加事業者に電子メールにて回答する。

### 14 プレゼンテーション

平成31年5月中旬にプレゼンテーションを実施する。時間は1社につき約25分（プレゼンテーション15分、ヒアリング10分）とし、実施日、時間、場所等は別途通知する。

### 15 スケジュール

平成31年3月15日（金）	募集開始（HP掲載） 参加申込受付開始
平成31年3月27日（水）	参加申込締切り
平成31年4月3日（水）	参加資格審査結果の通知
平成31年4月9日（火）	企画提案書等作成に関する質問締切り
平成31年4月12日（金）	企画提案書等受付締切り
平成31年5月10日（金）まで	第一次審査（書類審査）結果通知
平成31年5月中旬（予定）	第二次審査（プレゼンテーション審査）
平成31年5月下旬（予定）	選定結果通知

※ スケジュールは変更となる場合がある。

### 16 その他

- (1) 本プロポーザルは、企画・立案能力等の優れた業者を選定するものである。業務の詳細については、業者選定後、双方の協議の上、仕様書を定めることとする。
- (2) 次の各号に該当する場合は、原則として審査対象としない。
  - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - イ 提出すべき書類に不備があるもの
- (3) 企画提案書に示された担当者は、特別の理由があると大田区が認める場合を除き、変更できないものとする。
- (4) 応募に係る一切の費用は参加事業者の負担とする。
- (5) 参加申込書、企画提案書等の書類に虚偽の記載があった場合は、参加を取り消す。

**17 担当（提出先）**

大田区福祉部障害福祉課

障害者支援担当（計画・地域生活拠点整備）

大田区役所本庁舎 1階 11-1 番窓口

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電 話 03 (5744) 1700

F A X 03 (5744) 1555